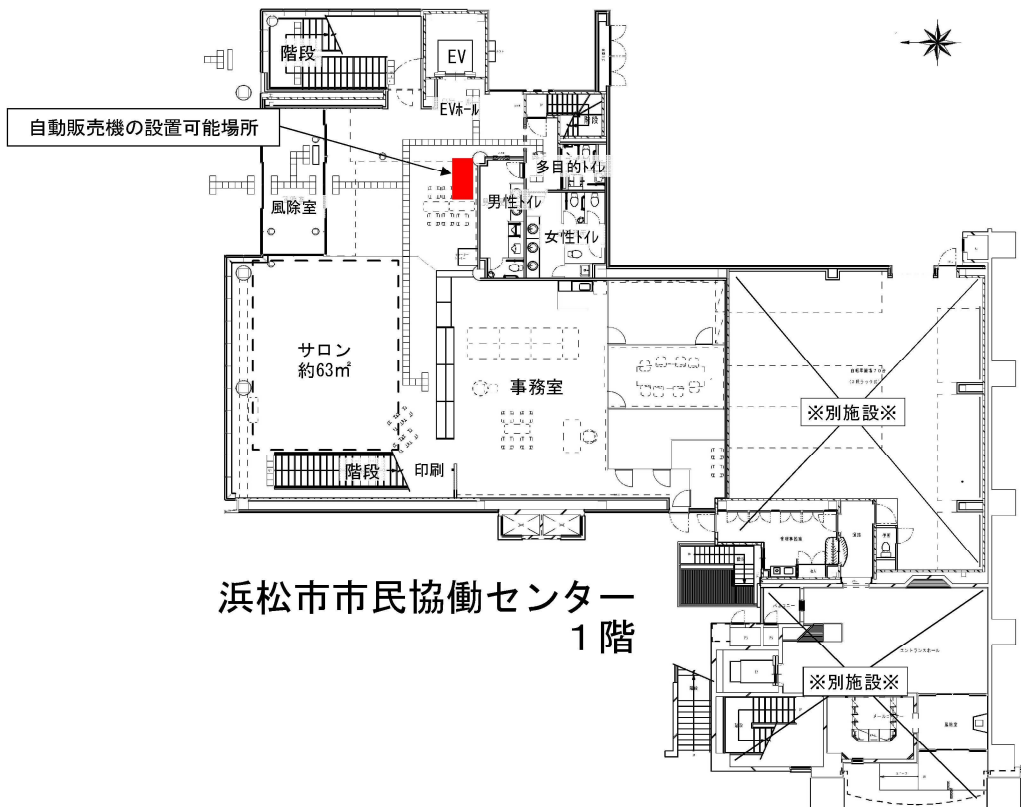


浜松市市民協働センター指定管理者 資料

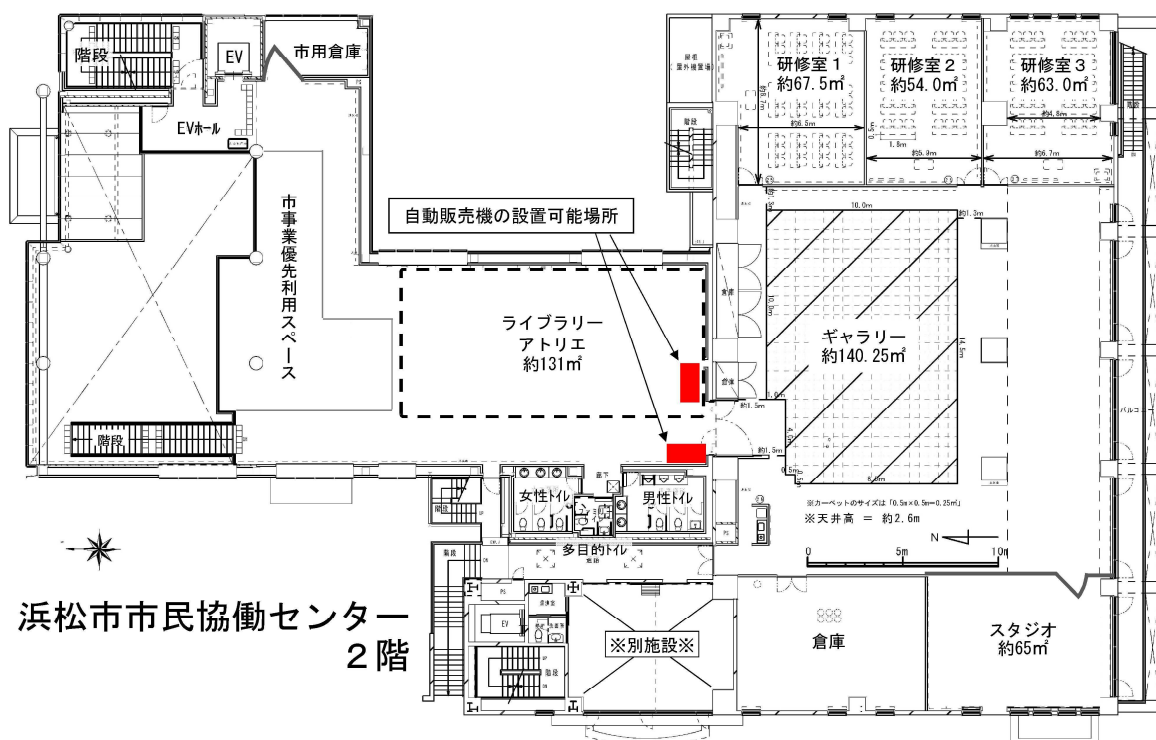
目 次

・資料 1	浜松市市民協働センター平面図	1
・資料 2	浜松市市民協働センターの実績（令和 7 年度）	3
・資料 3	浜松市市民協働センター条例	7
・資料 4	浜松市市民協働センター条例施行規則	15
・資料 5	浜松市市民協働推進条例	21
・資料 6	浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針	27

浜松市市民協働センター平面図



浜松市市民協働センター
1階



浜松市市民協働センター
2階

浜松市市民協働センターの実績（令和7年度）

1 利用者数

	①団体利用		②個人利用	利用者数合計 (A+B)
	団体数	利用者数 (A)	利用者数 (B)	
第1研修室	149	2,684	—	2,684
第2研修室	122	1,748	—	1,748
第3研修室	327	3,555	—	3,555
第1・2研修室	136	4,556	—	4,556
ギャラリー	208	7,149	—	7,149
スタジオ	81	665	—	665
アトリエ他	2,443	5,129	3,540	8,669
合計	3,466	25,486	3,540	29,026

2 稼働率

月	第1研修室			第2研修室			第3研修室		
	利用可能 時間(分)	利用時間※ (分)	稼働率 (%)	利用可能 時間(分)	利用時間※ (分)	稼働率 (%)	利用可能 時間(分)	利用時間 (分)	稼働率 (%)
4月	22,500	4,200	18.7	22,500	4,410	19.6	22,500	6,390	28.4
5月	23,250	6,060	26.1	23,250	5,550	23.9	23,250	7,500	32.3
6月	22,500	7,050	31.3	22,500	6,390	28.4	22,500	6,270	27.9
7月	22,830	9,270	40.6	22,830	5,670	24.8	22,830	4,680	20.5
8月	23,250	7,680	33.0	23,250	8,370	36.0	23,250	8,100	34.8
9月	22,500	8,940	39.7	22,500	8,010	35.6	22,500	8,760	38.9
10月	23,250	9,690	41.7	23,250	9,690	41.7	23,250	9,870	42.5
11月	22,500	8,400	37.3	22,500	6,510	28.9	22,500	8,610	38.3
12月	19,050	5,790	30.4	19,050	4,740	24.9	19,170	5,430	28.3
1月	20,760	7,140	34.4	20,760	5,220	25.1	20,760	6,450	31.1
2月	21,000	9,990	47.6	21,000	8,670	41.3	21,000	8,460	40.3
3月	23,250	9,960	42.8	23,250	10,740	46.2	23,250	10,140	43.6
計	266,640	94,170	35.3	266,640	83,970	31.4	266,760	90,660	33.9

※第1研修室、第2研修室を合同利用した時間を含む。

月	ギャラリー			スタジオ		
	利用可能 時間(分)	利用時間 (分)	稼働率 (%)	利用可能 時間(分)	利用時間 (分)	稼働率 (%)
4月	22,500	4,230	18.8	22,500	4,680	20.8
5月	23,250	2,820	12.1	23,250	1,200	5.2
6月	22,500	5,430	24.1	22,500	1,710	7.6
7月	22,830	6,720	29.4	22,830	1,260	5.5
8月	23,250	3,360	14.5	23,250	1,290	5.5
9月	22,500	9,930	44.1	22,500	3,750	16.7
10月	23,250	8,010	34.5	23,250	7,320	31.5
11月	22,500	6,120	27.2	22,500	2,220	9.9
12月	19,050	3,960	20.8	19,050	2,400	12.6
1月	20,760	5,940	28.6	20,760	1,740	8.4
2月	21,000	6,330	30.1	21,000	2,910	13.9
3月	23,250	9,000	38.7	23,250	5,550	23.9
計	266,640	71,850	26.9	266,640	36,030	13.4

3 収入の状況

(1) 利用料金収入（第1・2・3研修室、ギャラリー、スタジオ、ロッカー利用料等）

4,593,740円

(2) 自動販売機手数料収入

334,780円

※参考 令和6年度 349,055円

令和5年度 306,763円

(3) その他収入（印刷料収入ほか）

2,503,676円（うち、印刷料収入 2,455,217円）

4 支出の状況

※下記項目に、人件費及び事業費の支出額を加えたものが全体の支出額となります。

<管理費>

(円)

科目		金額	
光熱水費	電気料金、水道料金	4,060,345	※1
需用費	消耗品費	1,659,881	
	印刷製本費	103,934	
	ガソリン代	2,525	
	新聞図書費	96,920	
修繕費	施設・備品等修繕費	0	
役務費	電話料、インターネット接続料、郵便料、振込手数料、保険料等	548,436	
委託費	機械警備業務	233,640	
	12条点検	161,765	
施設保全費	施設設備保守（空調点検）	644,160	
	清掃業務	3,419,961	
使用料及び賃借料	公用車リース代、公用車駐車場代	465,840	
	事務機器リース代	1,415,876	
その他	ウイステイリアE-one管理組合 共益管理費	3,993,240	※2
	手数料	462,550	
	障がい者等駐車場補助	50,600	
計		17,319,673	

<事務費>

(円)

科目		金額
事務費	旅費	4,660
計		4,660

<消費税納付相当額>

(円)

科目		金額
消費税納付相当額		2,993,538
計		2,993,538

※1 令和7年度電気・上下水道料等の実績

【電気料金】

使用月	使用量 (kWh)	電気料金 (円)
令和7年4月	5,082.29	274,030
令和7年5月	4,794.80	266,477
令和7年6月	7,565.17	321,006
令和7年7月	6,672.08	282,216
令和7年8月	11,359.97	379,268
令和7年9月	9,846.40	351,735
令和7年10月	6,706.62	290,802
令和7年11月	6,847.46	293,588
令和7年12月	9,530.81	346,609
令和8年1月	12,703.57	380,199
令和8年2月	10,018.35	333,575
令和8年3月	9,244.38	344,637
計	100,371.90	3,864,142

【水道利用料金・下水道使用料金】

使用月	使用量 (m ³)	水道利用料金 (円)	下水道使用料金 (円)
令和7年4月	72	17,361	13,918
令和7年5月			
令和7年6月	69	16,659	13,287
令和7年7月			
令和7年8月	80	18,918	15,323
令和7年9月			
令和7年10月	104	25,504	19,649
令和7年11月			
令和7年12月	86	21,505	16,404
令和8年1月			
令和8年2月	34	10,739	6,936
令和8年3月			
計	445	110,686	85,517

※2 ウィステリア E-one 管理組合 共益管理費

月額：332,770円×12か月＝年額：3,993,240円

※令和9年度以降のウィステリア E-one 管理組合共益管理費は、以下の金額を見込む。

ただし、ウィステリア E-one 管理組合総会における議決を経てから改定される。

月額：353,600円×12か月＝年額：4,243,200円

○浜松市市民協働センター条例

平成13年12月14日

浜松市条例第56号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、市民協働を推進するための拠点として設置する市民協働センターについて必要な事項を定める。

(平21条例52・全改)

(名称及び位置)

第2条 市民協働センターは、浜松市市民協働センター（以下「センター」という。）といい、浜松市中央区中央一丁目13番3号に置く。

(平17条例370・平18条例118・平21条例52・令5条例9・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民協働を推進するための提案及び相談に関すること。
- (2) 市民活動に関する講習会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 市民活動に関する図書、資料等の収集及び供用に関すること。
- (4) 市民活動に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 市民活動に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市民活動のための施設の提供に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平20条例62・平21条例52・一部改正)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の2第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(平17条例284・平20条例61・一部改正)

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指

定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

(平17条例284・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

(平17条例284・追加、平20条例61・一部改正)

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(平17条例284・平20条例62・一部改正)

(利用の許可)

第7条 センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例284・一部改正)

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(平17条例284・一部改正)

(利用料金の納付)

第9条 第7条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例284・全改、平20条例62・一部改正)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、前条第1項に規定する利用料金を減免することができる。

(平17条例284・一部改正)

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例284・一部改正)

(利用権の譲渡禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例284・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、

利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(平17条例284・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(平17条例284・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例284・旧第17条繰下、平20条例61・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第7条から第13条まで、第16条及び第17条の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年3月1日から平成14年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中財団法人浜松まちづくり公社とあるのは財団法人浜松土地区画整理協会とする。

(浜松市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 3 浜松市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年浜松市条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成14年12月17日浜松市条例第64号)

- 1 この条例は、平成15年1月21日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同

年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月25日浜松市条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日浜松市条例第284号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の浜松まちづくりセンター条例（以下「新条例」という。）第5条の2第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条の3から第5条の5までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の浜松まちづくりセンター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成17年12月21日浜松市条例第370号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第118号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第61号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第62号抄）

- 1 この条例は、平成21年1月21日から施行する。
- 2 第2条、第7条から第16条まで、第19条から第23条まで、第25条、第26条、

第28条から第38条まで、第40条、第46条、第47条、第53条から第56条まで、第64条、第66条及び第69条から第71条までの規定による改正後の（中略）、浜松まちづくりセンター条例、（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月1日浜松市条例第52号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の別表の1の備考の1の規定による認定を受けているまちづくり関係団体は、市長が別に定めるところにより、施行日に改正後の別表の1の備考の1の規定により市民活動団体としての認定を受けたものとみなす。

附 則（平成26年2月25日浜松市条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置の原則）
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置の原則）
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月16日浜松市条例第26号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 2 日浜松市条例第 9 号）

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

（平 1 7 条例 2 8 4 ・平 2 0 条例 6 2 ・平 2 1 条例 5 2 ・平 2 6 条例 1 1 ・平 3 1 条例 2 2 ・令 3 条例 2 6 ・一部改正）

1 研修室等

利用区分		利用時間区分	午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
第1研修室	市民活動団体		円 450	円 670	円 330
	その他		900	1,340	670
第2研修室	市民活動団体		400	600	300
	その他		810	1,210	600
第3研修室	市民活動団体		400	600	300
	その他		810	1,210	600
スタジオ	市民活動団体		460	690	340
	その他		920	1,380	690
ギャラリー占用利用	市民活動団体		280	410	200
	その他		560	830	410

備考

- 1 市民活動団体とは、浜松市市民協働推進条例（平成 1 5 年浜松市条例第 3 6 号）第 2 条第 3 号に規定する団体で市長が認めるものをいう。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時 3 0 分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を 1 5 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属す

る利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 備付物品

規則で定める額

○浜松市市民協働センター条例施行規則

平成 14 年 2 月 27 日

浜松市規則第 5 号

〔注〕平成 17 年 6 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜松市市民協働センター条例（平成 13 年浜松市条例第 56 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（平 21 規則 71・一部改正）

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により浜松市市民協働センター（以下「センター」という。）の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 利用人員
- (8) 利用備付物品
- (9) 入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）の徴収の有無
- (10) 商品若しくはこれに類するものの展示又は販売の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ギャラリー

ア 市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合 利用しようとする日の属する月の 12 月前の月の初日から前日まで

イ ア以外の場合 利用しようとする日の属する月の 12 月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

(2) 研修室及びスタジオ

ア 市民活動団体（条例別表の1の備考の1に規定する市民活動団体をいう。以下同じ。）

（ア）市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合
利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から前日まで

（イ）（ア）以外の場合 利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

イ 市民活動団体以外の者

（ア）市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合
利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から前日まで

（イ）（ア）以外の場合 利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

（平17規則172・平20規則84・平20規則85・平21規則71・令3規則42・一部改正）

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、センターの利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

（平17規則172・一部改正）

（利用許可の取消し等の申出）

第4条 センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更をしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

（平17規則172・一部改正）

（市民活動団体の認定申請）

第5条 条例別表の1の備考の1の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより申請しなければならない。

（平21規則71・全改）

（備付物品の利用料金）

第6条 条例別表の2の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（平17規則172・一部改正）

第7条 削除

（平17規則172）

（利用料金の減免）

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合とし、その利用料金の額は、市民活動団体の利用料金に相当する額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

(1) 条例別表の1の備考の3に規定する場合の利用料金

(2) 条例別表の2に規定する備付物品の利用料金

3 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(平17規則172・平20規則85・平21規則71・一部改正)

(利用料金の還付)

第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 利用者が利用しようとする日の10日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(平17規則172・一部改正)

(遵守事項)

第10条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(平17規則172・一部改正)

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規定は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日浜松市規則第87号）

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則（平成17年6月30日浜松市規則第172号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表（備考を除く。）の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第84号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第85号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月21日から施行する。ただし、（中略）、第49条中浜松まちづくりセンター条例施行規則第8条の改正規定、（中略）並びに附則第4項から第6項までの規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 6 第1条から第3条まで、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第19条から第23条まで、第25条から第30条まで、第32条から第49条まで、第51条、第53条から第56条まで、第59条、第61条、第63条、第64条及び第66条から第68条までの規定による改正後の（中略）、浜松まちづくりセンター条例施行規則第8条、（中略）の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料金又は使用料の減免について適用する。

附 則（平成21年10月1日浜松市規則第71号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日浜松市規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の

例による。

附 則（平成31年3月15日浜松市規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月16日浜松市規則第42号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（平17規則172・平21規則71・平26規則7・平31規則17・一部改正）

種別	利用区分	金額	摘要
拡声装置	1日1回につき	円 1,250	1式 マイクロホン1本 を含む。
マイクロホン		730	1本
プロジェクター		1,040	1台
スクリーン		520	1式
テレビ・ビデオ装置		1,250	1式
いす		310	10脚
電気コンセント		100	1口（1kw以内）
ロッカー（市民活動団体に限る。）	1月につき	50	1個

備考

- 1 市民活動団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。ただし、ロッカーについては、この限りでない。
- 2 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○浜松市市民協働推進条例

平成15年3月25日

浜松市条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協力し、及び連携して公益の増進を図り、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的及び多元的に取り組むことをいう。
- (2) 市民活動 市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって継続性を持つものをいう。
- (4) 事業者 主として営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、及び支援し合うこと。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの自主性及び主体性を尊重し、多様な協働の形態により行われること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、公正性及び透明性を確保し、互いの情報を

共有し合うことにより、相互の参加及び参画が図られること。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、社会に関心を持ち、地域社会の一員として自らできることを考えて行動し、市民活動及び市政に参加し、並びに協働する意識を持つよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自己の責任の下に自らの活動を推進することにより、当該活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動がまちづくりに果たす役割を理解し、及び市民活動に自発的に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民協働を推進するための環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民協働を推進するため、必要な情報を積極的に提供し、広く市民の意見を求め、及び市民からの市民協働に関する働きかけに対し適切に対処するよう努めるものとする。

3 市は、市民協働を推進するため、職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。

(基本施策)

第8条 市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 市民、市民活動団体及び事業者が市政に参画することができる機会づくりに関すること。

(2) 市民、市民活動団体及び事業者が互いに支援することができる仕組みづくりに関すること。

(3) 情報提供及び情報交換の推進、活動拠点の確保並びに人材開発の環境整備に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民協働を推進するために必要があると認める事項

2 市は、前項の施策を実施するため、市の組織内における体制を整備するものとする。

(市民等の市政への参画機会)

第9条 市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者と互いに情報を開示し、及び共有し合うとともに、市民、市民活動団体及び事業者が市政に参画する機会を充実させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 政策を形成する段階から、行政情報をわかりやすく提供し、市民、市民活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者が市政に多様な形態で参画できるための仕組みを整備すること。

(2) 市民、市民活動団体及び事業者からの市民協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市が行う業務への参入機会)

第10条 市は、市民協働の推進に当たり、市民活動団体に対し、市が行う業務のうち市民活動団体の特性を活用することができるものについて、委託その他の方法で実施することにより、市が行う業務への参入の機会を拡大するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により業務を実施するに当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、当該業務を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとする。

3 第1項に規定する市民活動団体の特性を活用することができる業務を実施した者は、当該業務に関し、実績を評価し、及び公表することにより、市民、市民活動団体及び事業者に対して、説明責任を果たすものとする。

(浜松市市民協働推進基金の設置)

第11条 市は、市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、浜松市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、寄附金及び予算で定める額とする。

3 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

5 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成するための経費に充てる場合に限り処分することができる。

6 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体のうち市長が別に定めるものに対して、助成することができる。

7 市長は、市民活動団体が前項の助成を受けようとする場合は、市長が別に定めるところにより、浜松市市民協働推進委員会の審査を経て、助成先及び助成額を決定するものとする。

(浜松市市民協働推進委員会の設置等)

第12条 市は、市民協働の推進に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 学識経験を有する者

(平17条例58・平20条例30・一部改正)

(任期)

第14条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、1回までとする。

(平31条例21・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第15条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この条例の施行の状況等について、市民協働の推進の観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(浜松まちづくりセンター条例の一部改正)

3 浜松まちづくりセンター条例(平成13年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第58号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正前の(中略)、浜松市市民協働推進条例、(中略)(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の(中略)、浜松市市民協働推進条例、(中略)の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用

審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせること（以下「指定管理者制度」という。）に関する基本的事項を定める。

(指定管理者制度を実施する際の原則)

第2条 指定管理者制度を実施する際は、次の原則を遵守するものとする。

(1) 市民サービスの維持・向上

指定管理者制度は、市民サービスの維持・向上を図るなかで事業の効率化を行うものでなければならない。

(2) 官民パートナーシップと適切なリスク分担

指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者としての市と実施者としての指定管理者の適切なリスク分担を図らなければならない。

(3) 公平・公正な競争条件の確保

指定管理者制度の実施に際しては、事業者間の公平・公正な競争条件を確保しなければならない。

(4) 民間活力とノウハウの活用

指定管理者制度は、事業者の経験・知識の活用と創意工夫を可能とするものでなければならない。

(5) 情報の公開

指定管理者制度に係る公の施設、制度、手続等に関する情報は、個人情報に該当するもの、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、公開しなければならない。

第2章 指定管理者の導入時における基準

(指定管理の対象施設)

第3条 浜松市においては、次に掲げる公の施設（「対象外施設」という。）を除く公の施設（以下「対象施設」という。）について、指定管理者の導入対象とする。

(1) 保健所、保健福祉センター

(2) 道路及び河川

(3) 学校及び保育所

(4) 概ね5年以内に廃止を予定している施設

(指定管理者導入・非導入の判断基準)

第4条 前条に規定する対象施設のうち、次の各号に掲げるものを除き、指定

管理者の導入を行うものとする。

- (1) 地域住民が利用することを目的として設置された小規模施設
- (2) 市が直接管理することが施設の効用を図る上で望ましい施設
- (3) 市が直接実施すべき業務と一体として管理している施設
- (4) 導入することによる財政的効果が見込めない施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市が直接管理することが必要と認める施設

2 前項の規定により、導入しないこととした場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

3 第1項の規定により、導入しないこととした施設については、定期的にその導入の可否について、見直しを図るものとする。

(指定管理者の導入時における手続)

第5条 指定管理者を新たに導入しようとするときは、当該公の施設を所管する部長（以下「施設所管部長」という。）が指定管理者制度を所管する部長に協議し、指定管理者制度を所管する部長が別に定めるところにより条例の改正、その他必要な手続を行う。

(指定管理者公募・非公募の判断基準)

第6条 指定管理者の指定は、次に掲げる公の施設を除き、公募を行うものとする。

- (1) コミュニティ施設その他地域に密着した公の施設で、当該地域住民に管理させる必要性が大きいもの
- (2) 市の政策を担い得ると認める者が市の重要施策を推進するための公の施設（市が同等の施設として複数設置するものを除く。）
- (3) PFI事業又はこれに準ずる事業により管理運営を行う施設で、事業者が既に決定しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公募を行わないことについて、特別な理由があると認める施設

2 前項の規定により、公募を行わない場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

(指定管理者への創意工夫を支援するための措置)

第7条 市は、利用者サービスの向上のため、指定管理者の創意工夫を支援するための措置を講ずるものとする。

- (1) 利用料金制導入の拡大
- (2) 利用日の増加、利用時間の延長の弾力化
- (3) 指定管理者による施設設備の設置又は修繕の申し出への柔軟な対応
- (4) 指定に係る公の施設の行政財産の使用許可の弾力化

- (5) 指定管理料の精算におけるインセンティブの付与
 - (6) その他指定管理者からの提案に対する柔軟な対応
- 2 前項の措置を行うため、施設所管部長は、指定管理者（指定管理者の指定を受けようとする者を含む。）の意見を聴かなければならない。

第3章 指定管理者選定の基準及び手続

（指定管理者の申請者要件）

第8条 次に掲げる者は、指定管理者の申請者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体
- (7) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）
- (8) 浜松市の市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるもの限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）
- (9) 第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体
- (10) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体

（指定管理者の選定基準）

第9条 指定管理者の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 住民の平等利用の確保が図られること。

- (2) 施設の効用が発揮されるものであること。
- (3) 管理経費の縮減につながるものであること。
- (4) 施設の運営方針及び業績目標が明確なものであること。
- (5) 指定管理者が管理を安定して行う物的・人的・財政的能力があること。

2 前項に掲げるもののほか、施設の設置目的等に応じ、次に掲げる事項を加えることができる。

- (1) 利用者アンケート等によるニーズを反映させる事業に係る事項
- (2) 施設の効果的な広報に係る項目や各種施策との連携に係る事項
- (3) ボランティアやNPOとの協働に係る事項
- (4) その他指定管理者の申請者間の公平性を損なわない範囲において必要な事項

(第三者を加えた指定管理者選定会議)

第10条 指定管理者の選定は、庁内会議として部を単位に設置する指定管理者選定会議において行う。この場合において、各指定管理者選定会議には、当該公の施設の事業内容に関する知識経験を有する者を加えなければならない。

- 2 前項の指定管理者選定会議は、当該施設所管部長が主宰する。
- 3 前2項に掲げるもののほか、指定管理者選定会議の運営に関し必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が別に定める。

(指定期間)

第11条 指定管理者の指定期間は、次表に掲げるとおりとする。この場合において、5年を超える指定期間としようとするときは、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

公の施設の区分	標準的な指定期間
貸し館その他施設の管理を主とする施設	3年
市の施策の実施を主とする施設	5年
施設の設置目的、専門性等から5年以下では指定管理者の利点が活かせないと認められる施設	5年を超え10年以下
PFI事業に係る施設	10年を超える必要期間

- 2 前項の規定にかかわらず、施設所管部長は、同項に規定する期間より長い指定期間又は短い指定期間とすることができる。この場合においては、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

(選定基準及び選定結果の公表)

第12条 施設所管部長は、指定管理者の選定に当たっては、市ホームページへの掲載その他の方法により選定基準及び選定の結果を公表しなければならない。

第4章 指定管理者との協定書の締結

(協定書の基本)

第13条 市が指定管理者との間で締結する協定書は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 指定管理者の行う業務の範囲及び果たすべき義務が明確であること。
- (2) 事業実施において指定管理者と市の負担すべき経費の分担が明確であること。
- (3) 指定管理者と市の責任の所在及びリスク分担が明確であること。
- (4) その他施設の管理運営に関する基本的事項が記載されていること。

(基本協定と年度協定)

第14条 協定書は、指定期間全体に関する基本協定と年度ごとの年度協定とする。

2 基本協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 公の施設の設置目的
- (2) 指定管理者の行う業務及び果たすべき義務
- (3) 指定期間
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 開館時間、休館日等に関する事項
- (6) 利用許可に係る事項
- (7) 利用料金及び利用料金の減免に係る事項
- (8) 指定管理者と市の負担すべき経費の基準
- (9) 施設・設備の整備及び修繕に関する事項
- (10) 事故又は災害の発生時における対応体制、リスク管理及び責任分担に関する事項
- (11) 行政財産の目的外使用に関する事項
- (12) 施設利用者等の個人情報の保護に関する事項
- (13) 業務に係る情報公開について指定管理者及び市の取るべき措置に関する事項
- (14) 指定管理者事業の一部の第三者への委託に関する事項
- (15) 施設の運営方針及び業績目標の設定に関する事項
- (16) 事業報告に関する事項
- (17) 暴力団の排除に関する事項
- (18) 事業の引継ぎ及び引継ぎに係る経費負担に関する事項
- (19) 指定の取消しに関する事項

3 年度協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 当該年度の事業実施に関する事項
- (2) 当該年度における事業実施体制に関する事項

- (3) 当該年度における施設設備の改修・修繕に関する事項
- (4) 当該年度におけるリスク管理及び責任分担に関する事項

(指定管理者の提供する市民サービス水準のモニタリング体制)

第15条 指定管理者の提供する市民サービス水準のモニタリング体制は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者による自己チェック
 - ① 日報の作成（毎日）
 - ② 事故、苦情等の記録作成及び報告（発生時）
 - ③ 月次報告書の作成及び提出（毎月）
 - ④ 利用者アンケートの実施及び結果報告（随時）
 - ⑤ 年次報告書の作成及び提出（年度終了時）
 - ⑥ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（随時及び年度終了時）
- (2) 公の施設を所管する課長（以下「施設所管課長」という。）によるモニタリング
 - ① 月次報告書による業務の履行の確認及びサービス水準の確認（毎月）
 - ② その他の報告書のチェック（提出時）
 - ③ 随時の施設立入確認（毎月～毎4半期）
 - ④ 事故等発生時の施設立入確認（発生時）
 - ⑤ 年次報告書による業務の履行の確認及びサービス内容の評価並びに指定管理者の経理状況の検査（年度終了時）
 - ⑥ 指定管理者への指示及び指定の取消し（随時）
 - ⑦ 指定管理者評価シートの作成（年度終了時）
 - ⑧ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（年度終了時）
 - ⑨ 監査委員による監査（随時）

(指定管理者の事後評価)

第16条 施設所管課長は、毎年度、当該年度の前年度分に係る指定管理者評価シートを作成するとともに、次項に規定する事後評価に係る基準を明確にしておかなければならない。

- 2 施設所管部長は、毎年度（次項の規定による事後評価が行われた年度を除く。）、当該年度の前年度分について、指定管理者評価シート、指定管理者が提出した報告書等に基づき、指定管理者の業務の履行、提供されたサービス内容その他の管理運営の状況及び指定管理者の経理状況に関する評価（以下「事後評価」という。）を行うものとする。
- 3 指定管理者選定会議は、次表の左欄に掲げる指定期間の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる年度について、同表の右欄に掲げる時期に事後評価を行うものとする。

指定期間の区分	年度	時期
3年	指定期間の初年度	当該年度の次年度
3年を超え7年未満	指定期間の初年度及び最終年度の前々年度	当該各年度の次年度
7年以上	指定期間の初年度、中間年度(※)及び最終年度の前々年度 ※中間年度は、施設所管課長が指定期間の初年度に指定する年度とする。	当該各年度の次年度

- 4 施設所管課長は、事後評価の結果を踏まえ、基本協定書の改正、次年度の年度協定書への反映、指定管理者への改善指示その他の必要な措置を行わなければならない。
- 5 事後評価の結果は、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
- 6 PFI事業又はこれに準ずる事業により管理運営を行う施設及び浜松市病院事業評価委員会条例（平成21年浜松市条例第30号）第1条に規定する施設は、前各項の規定にかかわらず、当該各事業に基づく評価等を実施し、結果を公表することによって、事後評価に代えることができる。

第5章 雑則

（情報の公開等）

第17条 指定管理者の導入、指定管理者の指定手続、指定管理者の施設運営等に関する情報は、積極的に公開するものとする。この場合において、指定管理者の申請における提案内容等のうち当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、情報公開条例により必要な保護を行うものとする。

（指定取消しの場合等の例外規定）

第18条 指定管理者の指定が取り消された場合又は指定管理者の公募を行う公の施設において指定管理者の申し出のなかった場合に備えるため、これらの場合においては、非公募による選定を行い、又は市が当該公の施設を直接管理する旨を条例で規定するものとする。

（公の施設に該当しない施設の管理）

第19条 公の施設に該当しない行政財産（公用のものを除く。）及び普通財産の管理の委託についても、この基本指針に準じた取り扱いを行うものとする。

（細目）

第20条 この基本指針に規定するもののほか、この基本指針の運用について

必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が定める。

附 則

- 1 この基本指針は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 浜松市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する基本指針（平成16年8月制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本指針は、令和6年4月1日から施行する。